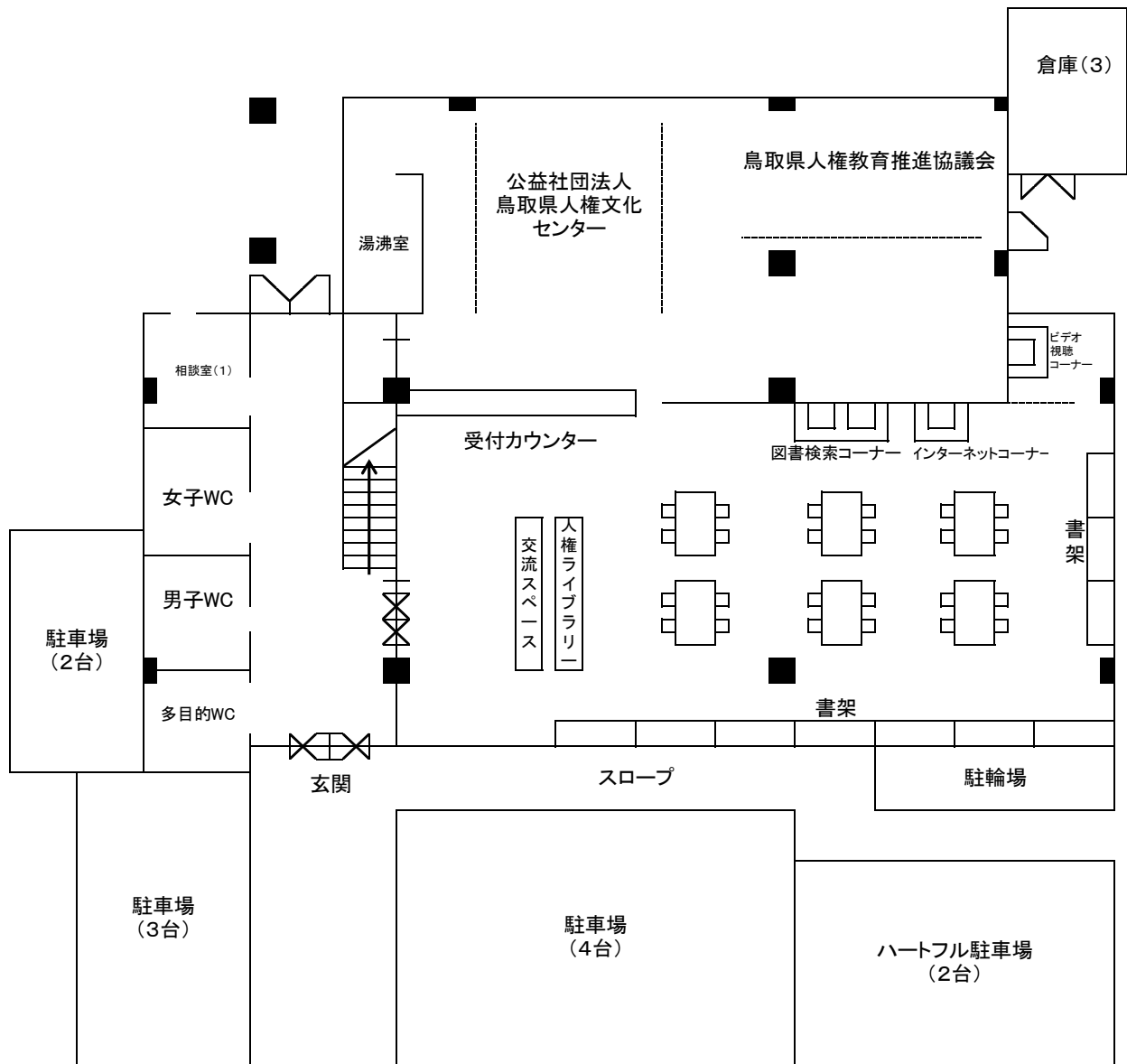


鳥取県立人権ひろば21の施設概要(資料1)

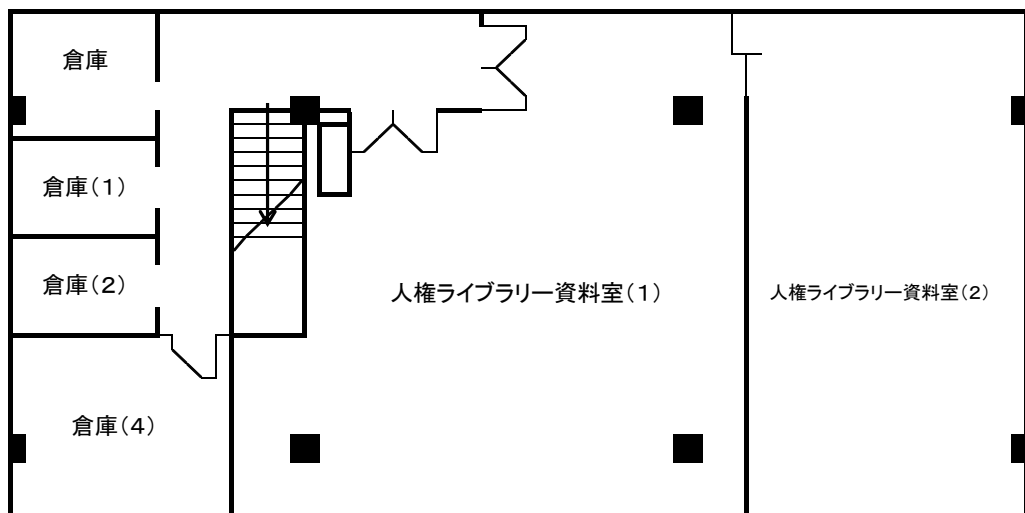
所在地	鳥取市扇町21番地
構造	事務所棟：鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り)2階建て 車椅子駐車场上屋：鉄骨造り 車庫：鉄骨造り 自転車置場：鉄骨造り
敷地面積	875.56平方メートル
建築面積	事務所棟：570.30平方メートル 車椅子駐車场上屋：51.00平方メートル 車庫：21.00平方メートル 自転車置場：8.17平方メートル
延床面積	650.47平方メートル
電気設備	受電設備、構内電線路設備、非常用予備電源装置
消防設備	火災報知器 1、非常用押ボタン 1、消火器 6
平面図	別添のとおり

# 鳥取県立人権ひろば21 平面図

## 【1階】



## 【2階】



鳥取県立人権ひろば21の入館者数実績(資料2)

(単位:人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
16	362	401	609	447	485	403	451	505	359	309	317	345	4,993
17	361	311	392	459	419	387	599	512	309	372	339	511	4,971
18	277	303	422	401	403	302	401	537	452	411	404	668	4,981
19	246	281	469	471	398	382	549	440	401	347	368	468	4,820
20	355	412	481	403	425	454	488	412	351	345	400	464	4,990
21	261	292	355	340	274	264	315	283	301	236	317	327	3,565
22	241	264	373	315	292	274	343	395	230	244	319	287	3,577
23	254	272	381	372	344	300	319	310	279	231	271	298	3,631
24	196	367	501	412	327	339	358	290	219	235	340	397	3,981
25	280	348	348	395	386	309	361	341	352	267	294	438	4,119
26	320	314	484	354	363	314	337	352	266	288	294	449	4,135
27	323	372	411	456	447	340	371	397	305	330	358	352	4,462
28	349	365	402	414	443	330	347	309	329	298	302	528	4,416
29	369	330	354	452	354	385	377	404	222	218	311	433	4,209
平均	300	331	427	407	383	342	401	392	313	295	331	426	4,346

鳥取県立人権ひろば21年度別収支状況（資料3）

（単位：円）

区 分	26年度 決算額	27年度 決算額	28年度 決算額	29年度 決算額	積 算 (B)	備 考
<b>管理費</b>	<b>5,965</b>	<b>5,891</b>	<b>5,597</b>	<b>5,879</b>	<b>6,868</b>	
<b>人件費</b>	<b>3,270</b>	<b>3,440</b>	<b>3,113</b>	<b>3,147</b>	<b>3,554</b>	
報酬	3,248	3,417	3,090	3,126	3,530	非常勤報酬 日額9,330円×350日=3,265,500円 時間単価 1,220円×216H=263,520円
福利厚生費	22	23	23	21	24	労災保険料 3,529,020円×3.02/1,000=10,658円 労災総合保険@4,232円×3名=12,696円
<b>施設維持管理費</b>	<b>1,287</b>	<b>1,120</b>	<b>1,215</b>	<b>1,406</b>	<b>1,977</b>	
消耗品費・小修繕	278	112	207	339	199	H26～H28 平均
清掃委託料	702	702	702	753	1,472	見積価格
機械警備委託	143	142	142	143	142	H26～H28 平均
電気工作物保全委託	62	62	62	62	62	H26～H28 平均
防火設備管理委託	22	22	22	22	22	H26～H28 平均
廃棄物収集委託	80	80	80	87	80	H26～H28 平均
<b>光熱水費</b>	<b>1,000</b>	<b>940</b>	<b>885</b>	<b>939</b>	<b>946</b>	
電気使用料	826	767	694	745	762	H26～H28 平均
ガス使用量	15	28	30	32	29	H27、H28平均（H26.9ガス瞬間湯沸器設置）
燃料代	43	22	39	35	35	H26～H28 平均
上下水道使用料	116	123	122	127	120	H26～H28 平均
<b>その他の経費</b>	<b>408</b>	<b>391</b>	<b>384</b>	<b>387</b>	<b>391</b>	
公租公課	382	365	347	361	365	H26～H28 平均
TEAS審査料	22	22	22	22	22	H26～H28 平均
保険料	4	4	4	4	4	H26～H28 平均
役務費	0	0	11	0	0	H28のみ生じた経費のため
<b>事業費</b>	<b>4,358</b>	<b>3,968</b>	<b>3,788</b>	<b>3,877</b>	<b>4,038</b>	
<b>ライブラリー運営費</b>	<b>3,910</b>	<b>3,600</b>	<b>3,397</b>	<b>3,397</b>	<b>3,636</b>	
電話料金等	84	86	55	51	75	H26～H28 平均
振込手数料	11	11	9	15	10	H26～H28 平均
遠隔地図書貸出サービス	15	19	15	19	16	H26～H28 平均
図書管理（検索システム）使用料	1,204	1,204	1,204	1,204	1,204	H26～H28 平均
図書館情報提供サービス使用料	842	842	842	842	842	H26～H28 平均
ホームページ保守委託料	83	67	65	65	72	H26～H28 平均
図書・ビデオ、備品購入費	1,417	1,050	922	956	1,130	H26～H28 平均
消耗品費	254	321	285	245	287	H26～H28 平均
<b>交流スペース活用事業費</b>	<b>448</b>	<b>368</b>	<b>391</b>	<b>480</b>	<b>402</b>	
小イベント開催費	245	196	300	391	247	H26～H28 平均
広報資料作成、広告料	95	53	0	45	49	H26～H28 平均
展示物等送料	3	3	7	5	4	H26～H28 平均
消耗品費	105	116	84	39	102	H26～H28 平均
計	<b>10,323</b>	<b>9,859</b>	<b>9,385</b>	<b>9,756</b>	<b>10,906</b>	
<b>委託料</b>		<b>10,664</b>			<b>11,007</b>	<b>【2019年度】</b> 2019年10月以降の消費税引き上げ分を精査 (10,906/2) + (10,906/2) × 110/108
					<b>11,108</b>	<b>【2020年度～2023年度】</b> 2019年10月以降の消費税引き上げ分を精査 10,906 × 110/108

## ○鳥取県立人権ひろば 21 の設置及び管理に関する条例（資料 4）

平成 13 年 9 月 28 日

鳥取県条例第 47 号

### （目的）

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、鳥取県立人権ひろば 21 の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

### （設置）

第 2 条 県民が生涯を通じて主体的に人権について学習し、人権尊重の理念に対する理解を深めるための機会を提供し、もって人権意識の向上に資するため、鳥取県立人権ひろば 21(以下「人権ひろば 21」という。)を鳥取市に設置する。

### （指定管理者による管理）

第 3 条 知事は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、人権ひろば 21 に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 人権ひろば 21 の施設設備の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、人権ひろば 21 の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

### （指定管理者の選定の特例）

第 4 条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 16 年鳥取県条例第 67 号)第 6 条第 1 項第 1 号及び第 3 項の規定により、同条例第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定によらず、人権ひろば 21 の指定管理者の候補者を選定するものとする。

### （指定管理者の管理の期間）

第 5 条 指定管理者が第 3 条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日(当該指定を受けた日が 4 月 1 日である場合は、当該日)から 5 年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

### （開館時間及び休館日）

第 6 条 人権ひろば 21 の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

- 2 人権ひろば 21 の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

### （行為の制限等）

第 7 条 人権ひろば 21 においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 人権ひろば 21 の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、人権ひろば 21 の利用を拒み、又は人権ひろば 21 からの退去を命ずることができる。

### （措置命令）

第 8 条 指定管理者は、人権ひろば 21 の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、人権ひろば 21 を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

### （規則への委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、人権ひろば 21 の管理に関する事項は、規則で定める。

## ○鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、県の公の施設の管理を行わせる同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者に管理を行わせる施設）

第2条 指定管理者に管理を行わせることができる公の施設については、それぞれの公の施設の管理に関する条例の定めるところによる。

（指定管理者となることができない法人等）

第3条 鳥取県議会の議員、知事、副知事、教育長、指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)の選定の決定に関与する県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員(監査委員を含む。)、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等(以下「役員等」という。)に就任している法人その他の団体(境港管理組合を除く。)は、指定管理者になることができない。

### 第2章 指定管理者の指定等

（指定管理者の指定の申請）

第4条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)は、申請書に次に掲げる書類を添付して、指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する知事又は教育委員会(以下「知事等」という。)の指定する日までに、当該知事等に申請しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に関する事業計画書(次条及び第20条第2項において「事業計画書」という。)

(2) 法人等に係る申請の日の属する事業年度の前3事業年度(知事等がこれにより難しいと認める場合にあつては、知事等が別に指定する事業年度。次号において同じ。)における貸借対照表及び損益計算書その他の法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類

(3) 法人等に係る申請の日の属する事業年度の前3事業年度における事業報告書その他の法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める書類

2 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は次条若しくは第6条第1項の規定による選定を辞退した法人等(以下「指定取消法人等」という。)は、当該取消し又は辞退の日から起算して3年間、前項の規定による申請をすることができない。

3 指定取消法人等は、当該取消し又は辞退に係る公の施設については、当該公の施設の管理に関する条例(以下「個別条例」という。)に定める指定管理者の管理の期間(以下「指定期間」という。)の満了後 2 回の指定期間に係る第 1 項の規定による申請をすることができない。

4 指定取消法人等以外の法人等であって、指定取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等は、指定取消法人等とみなして前 2 項の規定を適用する。

(選定基準)

第 5 条 知事等は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を審査し、当該申請に係る公の施設の指定管理候補者を選定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が当該申請に係る公の施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。

(2) 事業計画書の内容が当該申請に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、当該申請に係る公の施設の管理の業務に係る経費の効率化が図られるものであること。

(3) 法人等が事業計画書に沿った当該申請に係る公の施設の管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(4) その他知事等が当該申請に係る公の施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(指定管理候補者の選定の特例)

第 6 条 知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前 2 条の規定によらず指定管理候補者を選定することができる。

(1) 公の施設の設置目的、特性、規模等を考慮し、特に必要があると認められるとき。

(2) 第 4 条第 1 項の規定による申請がなかったとき、又は前条の審査の結果、指定管理候補者を選定することができなかったとき。

(3) 指定管理候補者を指定管理者として指定することができなくなり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

(4) 指定管理者が法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、その指定を取り消されたとき。

2 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事等は、選定を行おうとする法人等と協議し、第 4 条第 1 項各号の書類の提出を求め、前条各号に掲げる基準によって審査し、当該法人等を指定管理候補者に選定するものとする。

3 第 1 項第 1 号の規定により指定管理候補者を選定しようとするときは、個別条例にこの旨を定めるものとする。

4 知事等は、第 1 項第 1 号の規定により指定管理候補者を選定した公の施設について、引き続き同号の規定により指定管理候補者を選定しようとするときは、あらかじめその適否について検討を加えるものとする。

## 第7～13条 略

### 第3章 審査委員会

#### (委員会の設置)

第14条 第5条、第6条第2項及び第22条第3項の規定による審査並びに第6条第4項の規定による検討を行わせるため、審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (委員の構成)

第15条 委員会の委員(以下単に「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから知事等が委嘱する。

- (1) 当該公の施設を所管する部局の職員
- (2) 学識経験者
- (3) 公認会計士又は税理士
- (4) 当該公の施設に関する有識者

2 委員の委嘱期間は、委嘱の日から第8条第1項の協定を締結する日までとする。

#### (関係者等の出席等)

第17条 委員会は、委員会における審査のため必要があると認めるときは、第4条第1項の規定による申請を行った法人等(以下「応募者」という。)、指定管理候補者に選定しようとする法人等その他の関係者に対して委員会への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

#### (公正の確保等)

第18条 委員は、厳正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、委員会において知り得た情報を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

3 委員は、応募者若しくは指定管理候補者に選定しようとする法人等(以下「応募者等」という。)又はその代理人から、審査に関する説明、交渉等を要求されたとき(委員会において要求されたときを除く。)は、速やかにその旨を知事等に報告しなければならない。

4 委員は、応募者等及びその構成員と自己並びに父母、祖父母、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹並びにこれらの者と生計を同じくしている者の従事する業務に直接の利害関係があるときは、委員会において、自らその関係について申し出て、他の委員の同意を得なければ、審査に参加することができない。

5 知事等は、委員が前2項の規定による報告又は申出をすべき事実がありながら報告又は申出を行わなかったときは、その委員を審査に参加させないものとするとともに、公正な審査を行うために必要な措置を講ずるものとする。

第19条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

## 第20条、第21条 略



(異議申出に対する決定等)

第 22 条 知事等は、異議申出が異議申出期間の経過後になされたものであるときは、当該異議申出を却下する。

2 知事等は、異議申出に理由がないときは、当該異議申出を棄却する。

3 知事等は、異議申出に理由があると認めるときは、これを委員会の審査に付し、指定管理候補者に選定しようとしていた法人等について第 17 条に定める手続を経て、審査結果を変更することができる。

4 知事等は、前項の規定による変更後の審査結果(以下「再審査結果」という。)を応募者等に通知するものとする。

5 応募者等は、再審査結果に関し、異議を申し出ることができない。

6 知事等は、第 3 項の規定による変更をしたときは、速やかに、これをインターネットを利用して閲覧に供する方法その他規則で定める方法により公表するものとする。

第 23～27 条 略

鳥取県立人権ひろば21の施設、設備の保守管理等について（資料6）

（外部委託の状況）

区 分	委 託 先	契約期間	金額（年額）
庁舎清掃	山陰リネンサプライ(株)	H29.4.1～H31.3.31	702,000円
警備	山陰警備保障(株)	H30.4.1～H31.3.31	142,560円
電気工作物保全	(財)中国電気保安協会	H30.4.1～H31.3.31	62,100円
消火器点検業務	鳥取報知機(株)	H30.4.1～H31.3.31	21,600円
廃棄物処理	(財)鳥取市環境事業公社	H30.4.1～H31.3.31	101,988円